

# 絶滅のおそれある野生動植物の現状とその保護制度

(農地林務部 自然保護課主幹 松林 幸雄)

明治末期まで我が国に生息していたニホンオオカミやニホンアシカはいまは絶滅してしまった。近年になって我が国で絶滅してしまった野生動植物はこのほかにも何十種類とある。トキがもはや絶滅寸前であるが、このトキのような状況にまで至っていなくても現状のままでいけば絶滅寸前の状況にある野生生物の種は何百種類にも及んでいる。

## レッドデータブック

1989年(財)世界自然保護基金(WWF)の日本委員会と(財)日本自然保護協会が「我が国における保護上重要な植物種の現状」という、いわゆる「レッドデータブック」一植物編一を発行した。

日本列島内には、シダ植物と種子植物をあわせると約5300種の野生種が成育しており、このレッドデータブックによれば、そのうちの約17%にあたる895種が絶滅したか、もしくは絶滅の危険にさらされているという。絶滅の危険の度合に応じて植物の部門別にその種数をあらわしたもののが第1表である。

「レッドデータブック」一動物編一は、1991年環境庁が発表した。

我が国には、脊椎動物が<sup>1</sup>、199種、無脊椎動物33,776種の生息が確認されており、この中すでに絶滅したか、もしくは絶滅のおそれがある種として661種があげられている。(第2表)

## 絶滅の危機をもたらすもの

野生生物が絶滅に追い込まれる最も大きな原因は、それらが生活している環境が、直接的或いは間接的に破壊されることであるが、採取や捕獲も大きな原因の一つになっている。平野部にある湿地は開発のため破壊されやすく平地の少ない我が国では土地利用の進展によって、多くの湿地が宅地や農地、工場用地として埋め立てられ、消滅していった。従って湿地を成育や生息の基盤にしている種は、絶滅の危険性が高くなっている。観賞価値の高いものは、一部の業者やマニアなどの乱獲によつても種の絶滅の危機をもたらす。

広範囲に飛び回ったり動き回ったりして餌を捕獲して生活しているものは、餌となる生物の活動によってもその生存条件が大きな影響を受ける。魚類、昆蟲類などの小動物が残留性の高い農薬の使用によって、減少したり、汚染されたりすることによってそれを餌としている野鳥などが大きな影響を受けるのがその例である。

また、自然林の林床に成育している種や、自然林の中の生物を餌にしている種などは、その森林がスギやヒノキの植林地にかわることによってもその生活域を奪われ、絶滅の危機におちいる。

## 從来の保護制度

我が国では、貴重な野生生物は一般には「文化財保護法」によって、地域固体群やその生息地、成育地などが天然記念物として指定され保護してきた。また鳥獣類は「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」により、狩猟鳥獣以外は捕獲が禁止され、密猟などが行われない限り希少な鳥獣類は保護してきた。

さらに、同法に基づいて指定される「鳥獣保護区特別保護地区」や国立公園等の「特別地域」や「特別保護地区」では高山植物の採取や木竹の伐採、工作物の設置、土石の採取などの諸行為が制限されたり禁止されるので、野生動植物やその生活環境はある程度保護してきたといえよう。にもかかわらず、希少な野生動植物の的確な保護ができなかった理由は、

(1) 野生生物の現状に関する調査は不十分であったこと。  
(2) 観賞価値の高いものなどでは、違法に採取されたり捕獲されたりしたものでも規制をうけずに自由に取りられるため、密猟や違法な採取による乱獲が防ぎにくかったこと。

(3) 貴重な野生生物の生息地や成育地が民有地である場合に

は、土地所有権との調整が難しく、適切な保護地の指定が困難だったこと。

(4) 野生生物の保護に関し、全般的に生態学的な視点からの配慮に欠けていたことなどをあげることができよう。

## 自然環境保全法と自然環境保全基礎調査

1960年代後半に発生した公害問題や大規模な自然破壊問題は自然に対する認識を新たなものにする契機となった。自然を生態系としてとらえ、どのような生物も自然の構成要素として、それぞれの役割をもって存在しているという、自然を見る場合の生態学的な視点が加わるとともに、野生生物の保護に対する国民の関心も一段と高まることになる。

1972年には、自然環境保全法が制定され、我が国の自然保護行政が初めて全国的に展開されることになった。

我が国に残された大規模な原生状態の自然の地域については、「原生自然環境保全地域」「自然環境保全地域」として指定され、小規模な優れた自然状態を有する地域についても、都道府県の条例により「都道府県自然環境保全地域」として指定され生態学的な配慮のとともに管理されることとなった。とりわけ、この法律により野生動植物保護のため、国が地形、地質、植生及び野生動物に関する調査を実施することが義務づけられたことは画期的なことであった。

環境庁は野生動植物に関する調査を毎年、幾つかの部門に分けて実施し、全国的に大勢の学者、研究者などの専門家が勤務され、全国の野生動植物の分布状態や種の現状が報告されることとなつた。

この調査は「自然環境保全基礎調査」と呼ばれ、都道府県でも、域内の野生動植物の現状について、国の調査を補足するかたちで多くの調査が行われた。これらの調査の成果が前述のレッドデータブックの作成に大きな役割をはたしている。

1954年には環境影響評価に関する要綱が閣議決定され、大規模な開発の際に適用されることとなり、国の定める規模よりも小さな事業に対しても多くの都道府県で策定された同様な要綱が適用され、開発によって貴重な野生動植物の生息地が無秩序に破壊されることは相当程度防止できることとなつた。

## 渡り鳥保護条約

野生生物の保護に関する我が国の取り組みは、国際的な動向からも大きな影響をうけている。

1972年、日米両国間の渡り鳥の保護及び絶滅のおそれある鳥類の輸出入の規制についてのとりきめを行なう「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に調印がなされ、これを受けた国内法として同年「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」が施行された。

この法律によってコウノトリ、タンチョウ、イヌワシなど43種類の取引が規制されることになり、仮にワシ、タカ類などが密猟されて剥製となっていても、その取引が規制されるため、密猟の防止に効果が發揮されることになった。上記の二国間条約は、ソ連、オーストラリア、中国とも調印されている。

野鳥保護のための多国間条約としては、「特に水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地に関する条約」通称ラムサール条約があり、1971年我が国もこれに加盟し、釧路湿原やウトナイ湖はじめ9個所が登録されている。

## ワシントン条約

1973年には、通称「ワシントン条約」と呼ばれている「絶滅のおそれある野生動植物の国際取引に関する条約」が採択され、我が国も1980年に加盟した。(1992年現在の加盟国115カ国)

この条約で取引の規制の対象となったものは1016品目に及んでおり、付属書I、付属書II、付属書IIIに分類され、商業取引のための輸出入が禁止される品目、輸出国の許可を要する品目、さらに原産地証明の要する品目が定められている。

これに関する国内法として、1987年「絶滅のおそれある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律」が施行され、ワシントン条約対象種のうち動物520種、植物229種合計749種を希少野生動植物として指定し、その剥製、標本、卵も含め譲渡規制の対象とした。(人工的に繁殖したものは除かる)。

このうち我が国に生息する希少野生動植物は、鳥類16種(コウノトリ、オジロワシ、ハヤブサ、タンチョウなど)、獸類が1種(カワウソ)、両生類1種(オオサンショウウオ)である。

絶滅のおそれある野生動植物の保護の問題が国際的な重要課題であるとして、近年世界の各国によって真剣な取り組みが行われるようになり、我が国でもワシントン条約への加盟を契機として、国内外の野生生物の保護に関する取り組みが強化された。

## 生物多様性条約

国際社会においても、1988年にはUNEP(1981年国連総会の決議により設置された機関「国連環境計画」)が生物多様性保全に関する専門家会議を開催し、これに関する条約交渉を開始、1992年6月ブラジルでおこなわれた「環境と開発に関する国連会議」、いわゆる「地球サミット」の場において、「生物多様性に関する条約」の署名がおこなわれ、我が国も含めて157カ国が署名した。

生物多様性条約は、その目的として(1)生物の多様性の保全(2)その構成要素の持続的利用(3)遺伝資源から得られる利益の公正、公平な配分をあげている。また、保全のための措置として、(1)多様性保全のための国家戦略の策定(2)保全上重要な地域、種の選定およびそれらのモニタリング(3)生息地での保全—保護地域の指定・管理、生息地の回復(4)生息地以外での保全—飼育栽培下での保存、繁殖、野生への還元等(5)多様性に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に環境影響評価手続きを導入の5項目をあげている。

今日、地球上の生物の種は地球の歴史上かってないスピードで消滅しているといふ。ある研究によれば、1900年までは年間1種であったものが、1975年には、年間1000種が消滅し、1975年から2000年までの間に、4000種が消滅していくとしている。地球上の生物種の総数は500万種から多く見積もれば1000万種に達するとみられているが、そのうち現在発見され、分類されて名称が付けられている種は、150万種であるといわれている。地球上で人類によって繰り広げられる諸活動とともに、まだ発見されていない種も含めて毎年夥しい数の生物が、消滅していることになる。生物の種は一度絶滅すれば再び人間の手では造り出すことはできない。地球上の全ての種は、生態系を構成する基本的な要素であり、これら多様な生物の生存が可能であるということは、多様な生息環境、成育環境が保全されているということである。そしてこのことは、同時に地球環境の健全性に繋がることである。

第1表 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の種の数(植物)

維管束植物(種子植物及びシダ植物)数字は種数					
分類群	絶滅(Ex)	絶滅寸前(E)	危険(V)	現状不明(U)	合計
単子葉類(ラン科)	6	40	94	4	144
(ラン科以外)	4	14	177	19	214
離弁花類	10	41	190	3	244
合弁花類	5	41	138	4	188
裸子植物	-	-	4	-	4
シダ植物	10	11	74	6	101
小計	35	147	677	36	895

絶滅(Extinct)野生状態ではどこにも見あらなくなつたもの。  
絶滅寸前(Endangered)人の影響の如何にかかわらず固体数が異常に減少し、放置すればやがて絶滅すると推定される種。  
危険(Vulnerable)絶滅に向かって進行していると見なされる種。今すぐ絶滅といふ危機に瀕するといふことはないが、現状では確實に絶滅の方向に向かっていると判断されるもの。

現状不明種(Unknown)危険性が高いが、実状がよく分からぬ種。

脊椎動物					
分類群	日本産の種・亜種	絶滅種(Ex)	絶滅危惧種(E)	危急種(V)	希少種(R)
哺乳類	188(136)	5	3	11	36
鳥類	665(530)	13	27	27	65
爬虫類	87(76)	-	1	2	13
両生類	59(52)	-	2	4	8
淡水魚類	200(187)	2	16	6	17
小計	1,199(981)	20	49	50	139
合計					

( ) 内は種の数 日本産の種・亜種の数はこれまで学名が付されているものの数。  
絶滅種(Extinct)我が国ではすでに絶滅したと考えられる種または亜種。  
危急種(Vulnerable)絶滅の危機が増大している種または亜種。  
希少種(Rare)存続基盤が脆弱な種又は亜種。

性を保持していくにつながる。

## 新しく制定された野生動植物保護法

我が国では、前述の多様性条約を受けて、平成5年4月、「絶滅のおそれある野生動植物の種の保存に関する法律」が施行された。

規制の対象として「国内希少野生動植物」と「国際希少野生動植物」を指定し、前者については、その個体の捕獲、採取、殺傷及び損傷並びに譲渡することが学術研究等の目的で許可を受けた場合を除いて原則として禁止され、輸出入についても学術研究を目的とする場合以外は許可されない。また輸出入の際には外国為替及び外貨貿易法に基づく承認を受ける義務が科せられている。後者についても学術研究の目的以外には譲渡が禁止されていて、輸出入についても外国為替及び外貨貿易法の承認が義務付けられている。この法律ではさらに、国内希少野生動植物の個体の生息地又は成育地の保護区の設定とその地区内における各種行為の規制を定め、また国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進や保存を図るために事業の実施を定めている。

「国内希少野生動植物種」については哺乳類、爬虫類、両生類、昆蟲類、植物の部門についてその種が指定されることになるが、平成5年4月現在鳥類38種(イヌワシ、オジロワシ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、トキ、コウノトリなど)が指定されている。

「国際希少野生動植物種」のなかで商業的な繁殖が可能なものについては、「特定国内希少野生動植物種」として指定され、業として行なう譲渡には届け出が必要とされている。「国際希少野生動植物種」は前掲の「絶滅のおそれある野生動植物の譲渡の規制に関する法律」の規制対象種を含め渡り鳥保護条約やワシントン条約の実効性を高めるようその趣旨にそって指定がなされている。

なお、この法律の施行にともなって、「特殊鳥類の譲渡の規制に関する法律」「絶滅のおそれある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」はいずれも廃止された。

## むすび

絶滅に瀕する野生動植物の保護に関する法体系は一応整備されたわけであるが、実際に危機に直面している野生動植物の現在おかれている状況を早急に改善するためにはこの法律の実効性のある運用がござる。